

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

※ 法律上の婚姻によらずに父または母となり、前年（1月～5月分の児童手当は前々年）の12月31日及び申請日現在において婚姻（事実婚を含む。）していない方は、一定の要件を満たす場合に、児童手当の支給について、寡婦（夫）控除があるものとして所得の額の計算を行うことができます。

※ 児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。